## 除雪作業時の安全管理について

寒さも深まり、本格的に除雪作業が必要な時期に なってきました。

さて、福井県内では、例年<u>「フォークリフト」</u>や <u>「トラクター・ショベル(タイヤショベル)」</u>を除雪 作業に用いる事業場が多くみられます。

除雪作業時の労働災害を防止するためにも、フォークリフトや重機を扱う際には、特に以下の3点をご確認いただきますようお願いいたします。

## 1. 有資格者に運転をさせているか

事業場内の除雪作業を行う場合には、事業者(代表取締役を含む役員や工場長、営業所長等)であっても、 安衛法に基づく資格が必要となります。

### 2. 法定点検を実施しているか

年次点検(機械の種類によっては特定自主検査)、 月次点検、作業開始前点検が必要となります。また、 点検後は記録の作成及び保存が必要となります。

## 3. 作業計画を策定しているか

作業の安全を図るため、フォークリフトや重機を扱う場合は、事前に作業の方法等について検討し、作業計画を定める必要があります。



安全第一で お願いします

福井労働局労働基準部監督課 広報キャラクター「ふくろー」 詳細について裏面を確認!

**(\*) 厚生労働省** ・福井労働局・武生労働基準監督署

#### 1. 有資格者に運転をさせているか(安衛法第59条第3項、安衛法 第61条第1項)

最大荷重1トン未満のフォークリフトは「<u>フォークリフト運転特別教育</u>」、 最大荷重1トン以上のフォークリフトは「<u>フォークリフト運転技能講習</u>」を修了 しないと運転できません。

機体重量3トン未満のトラクター・ショベルは「<u>小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育</u>」、機体重量3トン以上のトラクター・ショベルは「<u>車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習</u>」を修了しないと運転できません。

県内の主な講習会の日程は、

福井労働局HP→

に掲載されていますので、ご確認ください。



※技能講習を受講した場合は、特別教育の上位の資格となるため、特別教育を要する機械の運転も出来ます。

#### 2. 法定点検を実施しているか(安衛法第45条第1項及び第2項)

フォークリフトは車両系荷役運搬機械、トラクター・ショベルは車両系建設機械に当たり、どちらも特定自主検査(年次点検を兼ねる)、月次点検、始業開始前点検が必要です。

このうち、<u>特定自主検査は検査業者に依頼する必要があります</u>が、月次点検、 始業開始前点検は自社で実施できます。ただし、<u>特定自主検査及び月次点検実施</u> 後は点検記録を作成し、3年間保存する必要があります。

月次点検の様式は、

(公社)建設荷役車両安全技術協会HP→

に掲載されていますので、ご利用ください。



#### 3. 作業計画を策定しているか(安衛法第20条第1号)

フォークリフトやトラクター・ショベルを用いる作業を安全に行うためには、 あらかじめ作業場所や作業に用いる機械等の状況を確認した上で、作業方法を検 討し、作業計画を定める必要があります。また、<u>策定した作業計画は、関係労働</u> 者に周知し、確実に実行されるものでなければなりません。

作業計画の内容が複雑、関係労働者が多い等、口頭での周知が困難なときは、 文書の配付、掲示等により、関係労働者に周知してください。



# 今日も一日ご安全に!

福井労働局労働基準部監督課 広報キャラクター「ふくろー」



🤁 厚生労働省 ・福井労働局・武生労働基準監督署